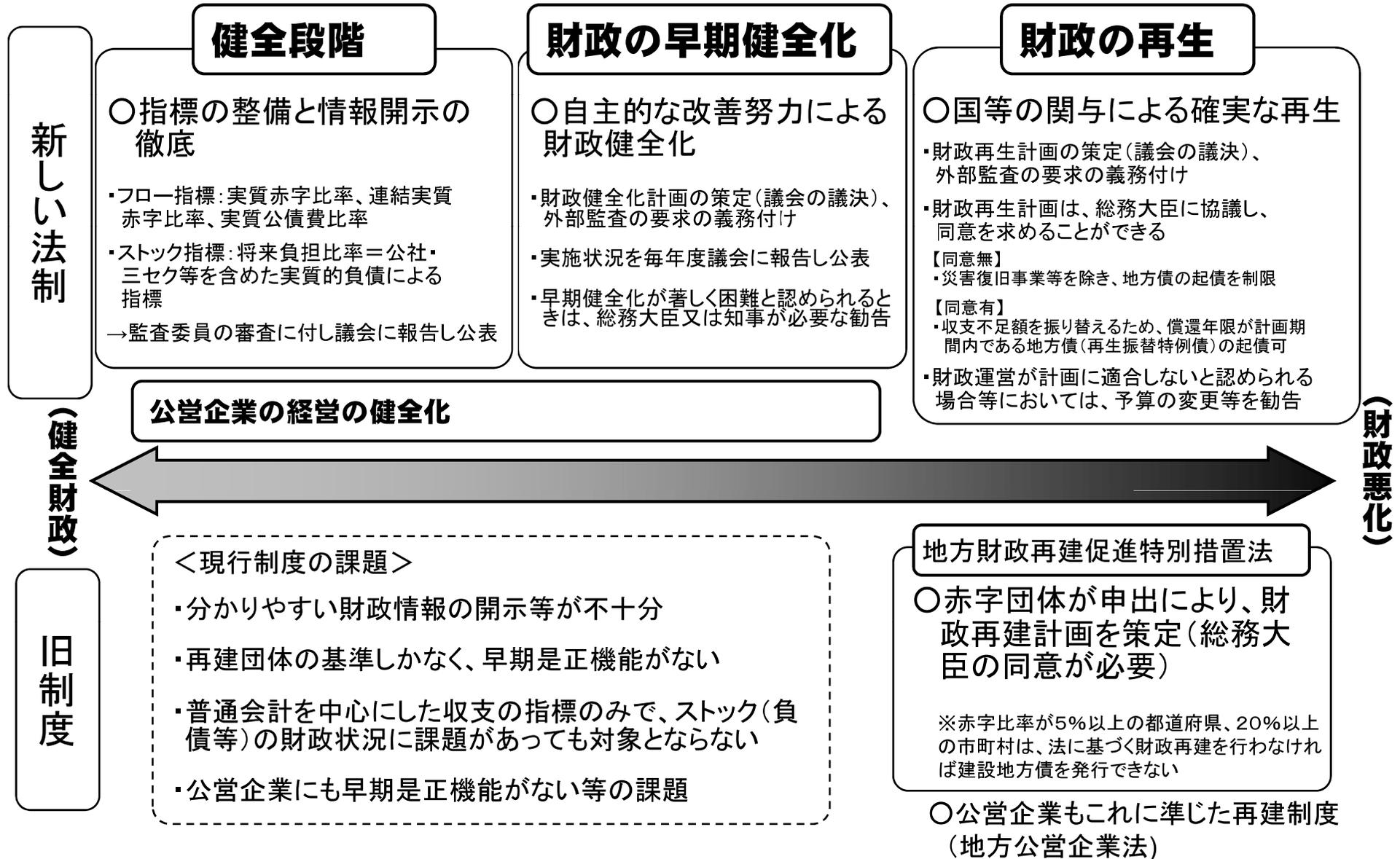


地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

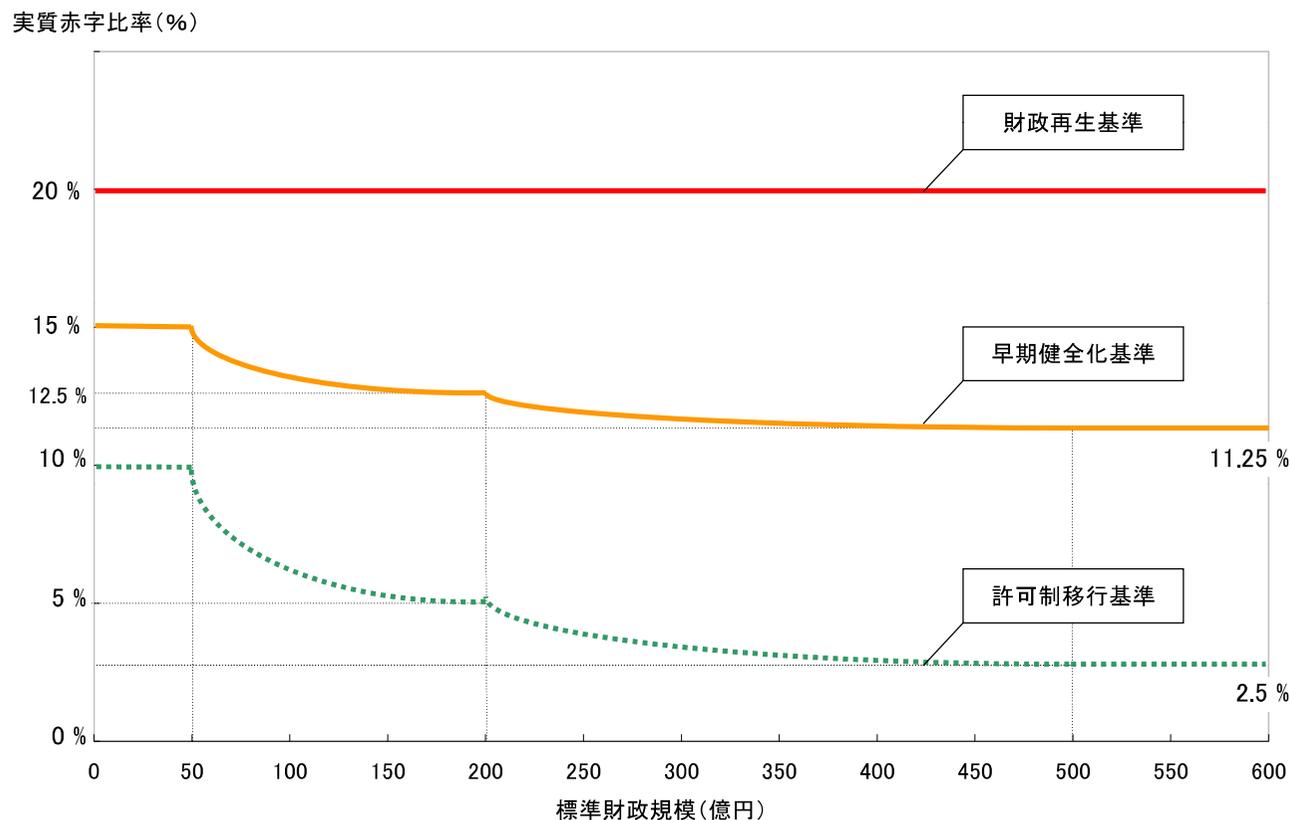


早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(1/3)

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村※2.5%～10%、都道府県2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



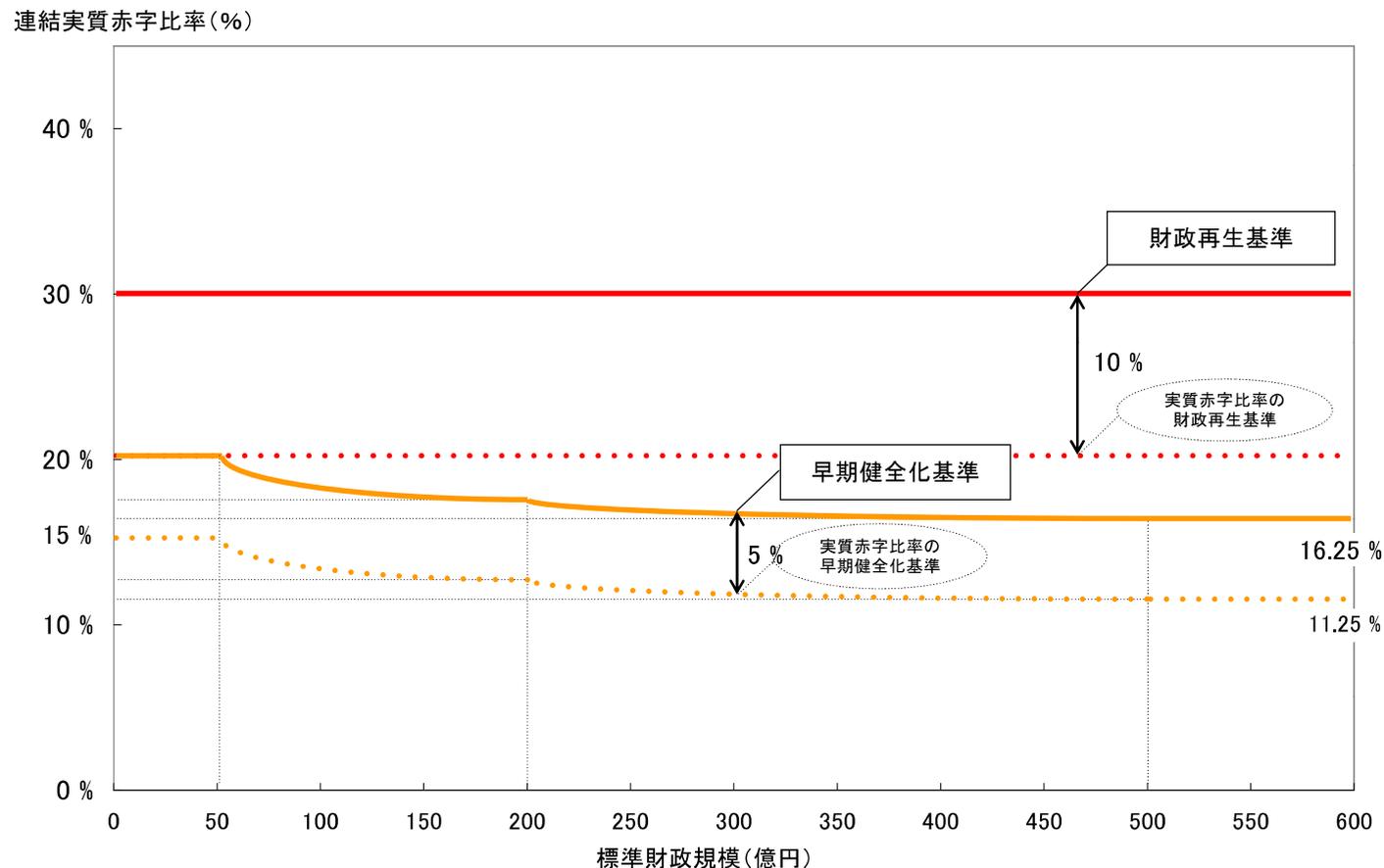
早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(2/3)

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25~20%、都道府県については8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に(1)と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10~5%引上げ)を設ける。

連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の考え方(3/3)

3 実質公債費比率

(1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされていた25%とする。

(2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされていた35%とする。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とする。

5 公営企業ごとの資金不足比率

経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とする。

(営業収益／年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ)

注1 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、旧再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

注2 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における3(1)(2)の間の起債制限の事業区別は撤廃。